

令和6年度 第1回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和6年9月18日(水) 午後3時から午後4時30分まで
場 所 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 多目的室)
出席者 委員14人

議事要旨

1 開会

出席状況の報告及び資料の確認

2 議題

(1) 会長及び副会長(職務代理)の選任

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の第3条に基づき、会長及び副会長(職務代理)の選任を行った。荒川委員を会長、田邊委員を副会長(職務代理)とした。

(2) 委員紹介等 **資料1**

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会の概要について、資料1を参照しながら説明した。その後、各委員が、名前、所属、担当している業務や過去のキャリアや活動経験について紹介した。

(3) いじめの防止について **資料2**、**資料3**

(前半) 法体系について

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、「法体系について」というテーマで、「いじめ防止対策推進法」を中心に、いじめに関する法体系を説明し、共有する場とした。

【主な内容】

- ・平成23年の10月に滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をするなど全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。
- ・いじめ防止対策推進法第14条第1項に、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」という規定がされており、これが当協議会の根拠法令となっている。
- ・いじめ問題対策連絡協議会以外にも、尼崎市はいじめ防止対策推進法を基に、いじめ問題対策審議会やいじめ問題調査委員会という組織を置いている。
- ・いじめ問題対策連絡協議会の所掌事務は、「いじめの問題に関する情報共有及び意見交換」及び「関係機関及び団体相互の連絡調整」で、こどもの人権擁護担当が所管している。
- ・いじめ問題対策審議会の所掌事務は、「いじめ防止等のための対策の検討」及び「重大事態の調査審議」で、教育委員会のいじめ防止生徒指導担当が所管している。
- ・いじめ問題調査委員会の所掌事務は、「重大事態に係る調査結果の再調査」及び「再調査結果を踏まえた再発防止策の検討」で、こどもの人権擁護担当が所管している。

(後半) 「尼崎市いじめ防止基本方針」について

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、「尼崎市いじめ防止基本方針について」というテーマで、いじめの防止等に係る取組を説明し、共有する場とした。

【主な内容】

- ・いじめ防止対策推進法第11条と第13条において、国及び学校に対し「いじめ防止基本方針」の策定を義務付けており、これを基に、国は平成25年10月に基本方針を策定し、尼崎市では平成26年度に各学校が基本方針を策定した。
- ・地方公共団体は、いじめ防止対策推進法第12条に「地方いじめ防止基本方針」として、方針の策定が努力義務(任意)で定められており、尼崎市は、「児童の権利に関する条約」や「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むため、「尼崎市いじめ防止基本方針」を平成28年1月に策定した。
- ・「尼崎市いじめ防止基本方針」には、いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめに対する共通理解、いじめの定義、いじめの解消、重大事態への対処などを定めている。
- ・基本理念のうち、「いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。」という理念は、いじめ問題対策連絡協議会の役割に近いものである。
- ・「尼崎市いじめ防止基本方針」では、「いじめの防止等に係る取組」をまとめたものを別紙として掲載しており、別紙の左側に「これまでの取組の成果と課題」を記載し、右側に「評価結果(今後の取組方針)」を記載している。また、いじめに関する取組の状況に応じ、1年に1度の更新を行っており、この内容に基づきPDCAを回している。

(4) キッズ&ユーススポットについて 資料4

こども青少年課長より、キッズ&ユーススポットについて、ご説明いただいた。

【主な内容】

- ・こども青少年課において、子どもの居場所推進事業「キッズ&ユーススポット」の取組を開始した。
- ・「キッズ&ユーススポット」の取組は、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の周知のため、市内の子ども食堂や学習支援、交流等の子どもの居場所を登録制にし、施設にステッカーを掲示するもので、市内の安心・安全な子どもの居場所を広く市民に周知するとともに、市から登録団体へ情報発信を行うことが可能になるものである。
- ・「キッズ&ユーススポット」のステッカーを掲示することで、子ども食堂や子どもの居場所を利用する子どもたちに知っていただくこと、周りの大人にも「子どもたちが安全に安心して過ごしていただける居場所」として認識していただくこと、子どもたちの見守りにつなげていただくことも目的にしている。
- ・事業の趣旨等を説明し、理解いただけただけ居場所から順次登録しており、8月末時点で、25か所の子ども食堂や子どもの居場所に登録している。また、市のホームページで公表している。
- ・登録数が増えれば、地図に落とし込むような形で見やすくした上で、周知していくことも考えている。

(5) いじめの認知について

(前半) いじめの認知について

いじめ防止生徒指導担当より、「いじめの認知について」というテーマでお話いただいた。

【主な内容】

- ・いじめの定義については、昭和61年度から大きく変わっている。
- ・現行(平成25年度から)のいじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。」となっている。
- ・いじめの解消条件は、「いじめに係る行為が最低3か月止んでいること」、「本人(保護者)が心身の苦痛を感じていないこと」の2つが満たされることで解消となる。

・いじめ防止対策推進法の第23条には、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置を取るものとする。」とあり、学校だけでなく児童生徒に関わる全ての人がいじめを見守る立場にあることが書いている。

・子どもに「学校の先生に言おうか？」という声掛けをするなど、地域と学校が連携する。そして、そういった人が増えれば、子ども達の健やかな成長に繋がるのではないかと考える。

・いじめ防止生徒指導担当では、年に2回、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校へ訪問し、学校のいじめ防止の取組状況の確認と職員への研修を行っている。

・学校では年3回のアンケートを実施しており、記入内容は、当日に複数体制でチェックし、管理職の先生で、アンケートが本当にチェックされているのかどうかまでチェックをして、いじめの見逃しを防いでいる。また、当日欠席者や長期欠席者も回収している。

・アンケートの中で、いじめの疑いが確認された場合は、必ず個別面談を行い、そしていじめ等の状況に応じて、特にひどい場合には保護者の面談を行う。面談をはじめとする対応の記録も必ず残している。

・尼崎市のいじめ認知件数は、令和5年において、小学校では5,404件、中学校では679件、高等学校は49件となっており、毎年いじめの認知件数は増加している。

・「いじめ認知件数が多いことはいけないこと？」と思うかもしれないが、そうでないかと考える。「いじめを早い段階から複数の教職員で関わり、積極的に認知する」ことが、文部科学省の考え方であり、いじめの芽や、いじめの兆候を対応することによって重大な事態を防ぐという事が大事だと考える。

・児童生徒がいじめをしない心を育てることも大切であり、令和4年度に改定された生徒指導提要の中に、「生徒指導4層」がある。下から、「発達支持的生徒指導」、「課題未然防止教育」、「課題早期発見対応」、「困難課題対応的生徒指導」とあり、下の2つの「課題未然防止教育」、「発達支持的生徒指導」を、国は大きく注目している。

・「発達支持的生徒指導」は生徒指導の基盤であり、挨拶、対話、声かけ(励まし・称賛)などで、子どもの社会的資質を育てる事ができるというものである。社会的資質を育てること、子ども達の自発的・主体的に発達させることで、子ども達の成長を促していくという考え方であり、例えば、地域の朝の挨拶当番、放課後の見守り活動なども、子ども達の成長の支えになっている。

(後半①) グループワーク

目的: いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめ対応の理解を深める。

方法: いじめに関する架空の事例を出し、担任の先生の目線に立ち、どのように対応するかについて、グループ内で意見を出し合う。

発表: グループ内で出た意見を踏まえた感想や考えたことを代表者より発表する。

事例

夏休み明け、クラスの雰囲気が変わり、落ち着きがなくなった。日常から友人同士でふざけて叩いたり、粗暴な言葉の発言をしたりする生徒が多く見られた。授業で注意を受けることも増えた。また集団でAにちょっかいをかけていた。委員長の女子生徒Bから養護教諭に相談があった。「男子の普段の学校の言動が怖い」、「Aは集団からいじめられているように感じる」という内容だった。相談を聞いた養護教諭が担任にBから相談があったことを伝えた。それを聞いた担任がAに「他の生徒から嫌なことをされているみたいやけど、大丈夫？」と聞いたら、Aは「大丈夫」だと言った。

I : A委員、B委員、C委員

II : D委員、E委員、F委員

III : G委員、H委員、I委員

IV : J委員、K委員、L委員

(後半②) 発表

(G委員)

- ・家庭の繋がりや、そういったところで生徒の様子が変わっていくこともあるのかなと話が出た。
- ・学校での雰囲気、クラスでの雰囲気が変わったところについても、早い段階で声掛けをしていくのが大事なのかなという話になった。
- ・いじめられていると報告のあった生徒に対しては、こちらの言葉を考えて、声掛けをしないといけないという話になった。

(J委員)

- ・被害を訴えている児童生徒の思いがきちんと汲みとれていないのではないか。
- ・被害生徒がどういう思いで先生に相談して、最終どうしてほしいのかというところを、上手く汲みとれないと、上手くいかないのかなという話になった。
- ・複数対応というところで、担任の先生だけではなく、生徒指導担当であるとか、学年の先生であるとか、養護教諭の先生とか、一人で対応すると上手くいかないという話が出た。

(後半③) フィードバック

いじめ防止生徒指導担当より、グループワークで出た意見をもとに、フィードバックをした。

【主な内容】

- ・実際に学校で研修をした際には以下のような意見が出た。
- ①夏休み明けの人間関係を聞く。
- ②クラスの状況(休み時間・担任の授業)の把握をする。
- ③一人で対応せず、管理職の先生に相談をする。
- ④Aに具体的に問う。「大丈夫？」では答えづらい。
- ⑤保護者への連絡はどうするのか。
- ⑥養護教諭がBに相談なく、担任に伝え、担任もAに確認をしている。
- ⑦小学校では、同じ事案でも低学年・中学年・高学年と学年によって対応が違う。
- ・学校では、児童生徒一人一人に寄り添った個別の対応をしている。
- ・いじめは、学校だけでは対応しきれないものもあり、学校・地域・家庭・行政などが連携し、適切な対応をしていくことで、子どもたちがより安心・安全な成長をしていけると考える。

(6) その他

特になし。

以上